

答 申 第 71 号

平成 30 年 3 月 8 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三 様

情報公開・個人情報保護審議会

会長 中 川 丈 久

公文書の部分公開決定に係る審査請求に対する裁決について(答申)

平成 29 年 11 月 7 日付け諮問第 79 号で諮問のあった下記の公文書に係る標記の件について、別紙のとおり答申します。

記

姫路港中島地区港湾関連用地分譲審査委員会で配付された資料、議事録

答 申

**第 1 審議会の結論**

本件審査請求の対象となった公文書部分公開決定において、兵庫県知事（以下「実施機関」という。）が非公開とした部分のうち、別表の「公開すべき部分」欄に記載した部分は公開すべきであるが、その余の部分を実行機関とした実施機関の判断は妥当である。

**第 2 諮問経緯・対象公文書の特定**

1 公文書の公開請求

平成 29 年 4 月 12 日、審査請求人は、情報公開条例（平成 12 年兵庫県条例第 6 号。以下「条例」という。）第 4 条の規定により、実施機関に対して、公文書の公開を請求した（以下「本件公開請求」という。）。

2 実施機関の決定

平成 29 年 4 月 26 日、実施機関は、本件公開請求に対し、公文書部分公開決定処分（以下「本件処分」という。）を行い、同日、審査請求人に公文書部分公開決定通知書を送付した。

3 審査請求

平成 29 年 7 月 14 日、審査請求人は、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 2 条の規定により、本件処分を不服として実施機関に対して審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

4 審査請求の対象公文書

本件審査請求の対象公文書は、実施機関が設置した姫路港中島地区港湾関連用

地分譲審査委員会（以下「委員会」という。）のうち、平成 27 年 7 月に開催した委員会で配付された資料及び議事録（以下「本件対象公文書①」という。）、平成 28 年 10 月に持ち回り審議した資料及び評決書（以下「本件対象公文書②」という。）及び同年 12 月に開催した委員会で配付された資料及び議事録（以下「本件対象公文書③」という。）である。

## 5 諮問

平成 29 年 11 月 7 日、諮問庁は、条例第 17 条の規定により、情報公開・個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）に対して、本件審査請求に対する裁決について諮問した。

## 第 3 審査請求人の主張要旨

### 1 審査請求の趣旨

本件処分のうち、非公開理由がない部分を公開し、公開範囲を拡大するよう求める。

### 2 審査請求の理由

審査請求書、意見書及び意見陳述において述べられた本件審査請求の理由は、次のとおり要約される。

#### (1) 応募者の名称等について

公共工事の入札などでは応募者の名称等は全て公開されており、本件も、各審査項目に評価点を設定し、相対評価を行っているだけであり、落札できないからといって、会社の評価が落ちることは考えられない。

万一、譲受人以外の応募者の名称を非公開とするのであれば、審査結果を検証するため、活動実績など関連情報は極力公開すべきである。

#### (2) 採点の方法及び細目点について

採点の方法や細目点については、前回と全く同じ基準で採点すると表明しない限り、多くの応募者は、前回と多少異なる部分もあると考えるものであるし、次回以降の入札時には、前回と少し異なる審査項目や採点の方法にするのが合理的であり、公開すべきである。

「これまでの姫路港への貢献度」に係る係数区分の基準値を公開することで、海上貨物取扱量が恣意的に水増しされるおそれがあるのであれば、年間の海上貨物取扱量を裏付ける資料を提出させればよいだけであり、公開すべきである。第三者が評価の妥当性を検証できず、事務の公平性、公正性のチェックが甘くなることは、明らかに公益に反する。

「申込価格が高いこと」に係る計算式については、一般的に申込価格は時価と考えられ、公表されたとしても、あくまで参考にしかならない。申込価格が従来より上がるかどうかは市場原理に任せるしかなく、申込価格が低くなるおそれがあるから非公開にするのは、合理的な理由とは言えないので公開すべきである。

また、細目点についても、前回と全く同じと言わないかぎり、応募者には分からないため、公開すべきである。「配点の低い項目に対する提案内容が希薄になる」との実施機関の主張は、極めて根拠の薄い主張である。

#### 第4 実施機関の説明要旨

実施機関の平成29年11月7日付け弁明書、平成30年1月9日付け弁明書及び口頭による理由説明において述べられた非公開理由は、次のとおり要約される。

なお、実施機関は、平成30年1月9日付け弁明書において本件処分のうち、別表「弁明により公開することとした部分」欄に記載した部分を公開することとすると弁明したため、本件処分のうち、別表「非公開を維持する部分」の非公開理由を要約する。

## 1 本件対象公文書について

本件対象公文書は、実施機関が姫路港中島地区港湾関連用地を分譲するために設置した委員会において各委員に配付された資料及び委員会の審議ごとに審議内容をまとめた資料である。

本件対象公文書①は、平成27年度に分譲したB・C・Dブロックの譲受人選定の審議のため、平成27年7月23日に開催した委員会（以下「平成27年度開催分」という。）で各委員に配付した資料と平成27年度開催分の審議内容をまとめた議事録であり、配付資料の内訳は、別表（本答申添付の別表（本件対象公文書①〔平成27年度開催分〕）の「区分」欄及び「内容」欄を参照）のとおりである。

本件対象公文書②は、平成28年度に分譲したA-1・A-2ブロックの譲受人選定の審議のため、平成28年10月に持ち回り審議により、各委員に配付した資料と持ち回り審議の評決書であり、配付資料の内訳は、別表（本答申添付の別表（本件対象公文書②〔平成28年度持ち回り分〕）の「区分」欄及び「内容」欄を参照）のとおりである。

本件対象公文書③は、平成28年度に分譲したA-1・A-2ブロックの譲受人選定の審議のため、平成28年12月16日に開催した委員会（以下「平成28年度開催分」という。）で各委員に配付した資料と平成28年度開催分の審議内容をまとめた議事録であり、配布資料の内訳は、別表（本答申添付の別表（本件対象公文書③〔平成28年度開催分〕）の「区分」欄及び「内容」欄を参照）のとおりである。

## 2 本件処分の非公開理由について

### (1) 応募者の名称

本件対象公文書①の議事録に記載された譲受人以外の応募者の名称を公にすることは、通常、当該応募者の社会的評価の低下を引き起こす可能性があると思定され、法人の競争上の地位や正当な利益を害するおそれがあると認められるため、条例第6号第2号により非公開とした。

なお、審査請求人は、「譲受人以外の応募者の名称を非公開とするのであれば、審査結果を検証するため、活動実績など関連情報は極力公開すべきである。」と主張しているが、活動実績など関連情報を公開すれば、公開されている他の情報と相まって、競合事業者等に法人を特定されるおそれがあるため、非公開とすることが適当である。

## (2) 採点の方法及び細目点

本件対象公文書①の「譲受人選定審査基準」及び「土地利用計画一覧表」並びに本件対象公文書②及び③の「譲受人選定審査基準」及び「分譲応募内容の概要一覧」(別表の「内容」欄参照)に記載された採点の方法及び細目点のうち、次のア、イ及びウに掲げる部分については、それぞれ次のとおり分譲事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるため、条例第6条第6号により非公開とした。

ア 「これまでの姫路港への貢献度」に係る係数区分の基準値 (以下「非公開部分ア」という。)

本件対象公文書②及び③の非公開部分アを公開することにより、応募者は、あらかじめ自らの得点を知ることができることになり、あと僅かで上位区分の得点を得ることができる場合に、海上貨物取扱量が恣意的に水増しされるなど、適正な競争が阻害されるおそれがあり、分譲事務の適正な遂行に支障を及ぼすと認められる。

イ 「申込価格が高いこと」に係る計算式 (以下「非公開部分イ」という。)

本件対象公文書①、②及び③の非公開部分イを公開することにより、本件対象公文書に係る姫路港中島地区港湾関連用地以外の港湾関連用地において実施機関が分譲を行う際に、非公開部分イの計算式を基に、応募者が本来提示する予定であった価格よりも低廉な価格を提示してくるなど、適正な競争が阻害され、県が得る売却金額が本来得るべき金額を下回ることで県の財産上の利益が害されるおそれがあり、分譲事務の適正な遂行に支障を及ぼすと

認められる。

ウ 「立地後の姫路港の活性化への貢献度」の項目に係る配点区分（以下「非公開部分ウ」という。）

本件対象公文書②及び③の非公開部分ウを公開することにより、配点の低い項目に対する提案内容が希薄になるなど、適正な競争が阻害されるおそれがあり、分譲事務の適正な遂行に支障を及ぼすと認められる。

(3) 応募者の活動実績

本件対象公文書①の「土地利用計画一覧表」及び「土地利用計画書」並びに本件対象公文書③の「分譲応募内容の概要一覧」及び「土地利用計画書」（別表の「内容」欄参照）に記載された応募者の活動実績は、応募者の内部情報であり、これを公にした場合、競合他社との関係において不利になるなどのおそれがあるため、条例第6条第2号により非公開とした。

(4) 応募者の取引先

本件対象公文書①の「土地利用計画一覧表」及び「土地利用計画書」並びに本件対象公文書③の「分譲応募内容の概要一覧」及び「土地利用計画書」（別表の「内容」欄参照）に記載された応募者の取引先は、会社の経営方針や経営上の戦略と結びつく会社経営の中核的情報であり、これを公にした場合、取引先からの信頼が損なわれ、企業活動に支障を生じさせ、応募者の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるため、条例第6条第2号により非公開とした。

(5) 応募者の財務諸表等

本件対象公文書①及び②の応募者の財務諸表等において、貸借対照表のうち要旨に含まれていない部分、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表、事業報告書及び定款のうち現在事項全部証明書に記載されていない部分については、一般的に公にされている情報ではなく、会社の会計方針及び経営方針に関わる情報並びに会社の組織及び経営活動に関する基本情報であり、これを公

にすることは、応募者の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるため、条例第6条第2号により非公開とした。

## 第5 審議会の判断

審議会は、審査請求人の主張、実施機関の説明及び審議会に提出された資料等を精査した結果、次のとおり判断する。

### 1 本件対象公文書について

本件対象公文書は、実施機関が姫路港中島地区港湾関連用地を分譲するために設置した委員会（平成27年度開催分、平成28年度持ち回り分及び平成28年度開催分の3回分）において各委員に配付された資料及び委員会の審議ごとに審議内容をまとめた資料（内訳は別表のとおり。）である。

委員会の配布資料は、主に本資料と参考資料に区分され、本資料には、「採点の方法」及び「細目点」が記載された「譲受人選定審査基準」と題する資料と、応募者の提出書類から「採点の方法」及び「細目点」の評価に該当する事項及び評価点数が記載された資料（本件対象公文書①にあつては「土地利用計画一覧表」、本件対象公文書③にあつては「応募内容の概要一覧」と題する資料（この答申第5において、これらの資料を「評点評価事項記載資料」という。）がある。なお、主な参考資料は、応募者から提出された「土地利用計画書」と題する書類及び応募者の財務諸表等である。

委員会は、募集区画ごとにあらかじめ定めた譲受人選定審査基準に基づく「採点の方法」及び「細目点」により、応募者の提出書類の内容を審査し、譲受人の選定を行っている。「採点の方法」は、「立地後の姫路港の活性化への貢献度」、「これまでの姫路港への貢献度」、「環境への配慮」、「申込価格が高いこと」及び「資金力等の経済安定性」の配点各10点とした5つの審査項目において、各審査項目の配点基準が定められ、審査項目によっては「細目点」が設けられている。

## 2 非公開部分の条例第6条各号の該当性について

本件の非公開部分は、実施機関が平成30年1月9日付け弁明書において、本件処分のうち、別表「弁明により公開することとした部分」欄に記載した部分を公開することとしたため、別表の「非公開を維持する部分」欄に記載した部分である。

審査請求人は、非公開部分（評決書の印影を除く。）の全部を公開するよう求めており、実施機関は、非公開部分は条例第6条第2号又は同条第6号に該当すると弁明するので、以下検討する。

### (1) 条例第6条第2号の該当性について

#### ア 応募者の名称

本件対象公文書①及び③の「評点評価事項記載資料」及び議事録には、応募者の企業としての活動実績を用いて、上記1の5つの審査項目に対する評点が記載されている。全ての応募者の名称を公開することは、譲受人に選定されなかった応募者にとって、当該審査項目の評点が低かったことが公となり、当該審査項目に対する評価にとどまらず、譲受人に選定されなかった応募者の経営状況に不安があるとみられる可能性があるなど、社会的評価の低下を起こすおそれがある。

よって、当該情報を公にすることにより、法人の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められ、条例第6条第2号に該当する。

#### イ 応募者の活動実績

本件対象公文書①及び③に記載された応募者の活動実績のうち、「評点評価事項記載資料」にあつては海上貨物取扱量及び財務状況が、「土地利用計画書」にあつては年商、従業員数、輸送経路、使用岸壁、貨物の種類及び海上貨物取扱量が、応募者の経営上の業績であり、企業の経営上の秘密に関する情報と認められる。これを公開した場合、応募者の公正な競争上の利益が損なわ

れるおそれがあると認められ、条例第6条第2号に該当する。

なお、審査請求人は、応募者が提出した本件対象公文書について、「譲受人以外の応募者の名称を非公開とするのであれば、審査結果を検証するため、活動実績など関連情報は極力公開すべきである。」と主張している。しかし、応募者から提出された「土地利用計画書」には、会社の概要、事業内容、所有建築物の概要といった情報が記載されており、本件処分において公開することとしていることを考慮すれば、すでに公にされている他の情報と相まって、競合事業者等に応募者を特定されるおそれがあるため、応募者の名称が非公開であることをもって、応募者の活動実績を公開する必要性があるとまでは言えない。

#### ウ 応募者の取引先

本件対象公文書①及び③の「評点評価事項記載資料」及び「土地利用計画書」に記載された応募者の取引先は、会社の経営方針や経営上の戦略と結びつく会社経営の中核的情報であり、これを公にした場合、取引先からの信頼が損なわれ、企業活動に支障を生じさせ、応募者の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められ、条例第6条第2号に該当する。

#### エ 応募者の財務諸表等

財務諸表等のうち、貸借対照表の要旨に含まれていない部分、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表、事業報告書及び定款のうち現在事項全部証明書に記載されていない部分については、一般的に公にされている情報ではなく、これを公開することにより、応募者の事業活動上保護されるべき権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められ、条例第6条第2号に該当する。

なお、上記イと同様に、本件処分における応募者の財務諸表等に係る公開範囲を考慮すれば、すでに公にされている他の情報と相まって、競合事業者等に応募者を特定されるおそれがあるため、応募者の名称が非公開であるこ

とをもって、応募者の財務諸表等に係る情報を公開する必要があるとまでは言えない。

(2) 条例第6条第6号の該当性について

本件対象公文書の「譲受人選定審査基準」及び「評点評価事項記載資料」に記載された採点の方法及び細目点のうち、実施機関は、分譲事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとして、次の非公開部分ア、イ及びウを条例第6条第6号により非公開としている。

同号に定める「事務若しくは事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」の「支障」の程度は、名目的なものでは足りず、実質的なものが要求され、「おそれ」の程度も抽象的な可能性ではなく具体的な蓋然性が要求されると解されている。

しかしながら、審議会が見分したところ、次のとおり、分譲事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められないため、非公開部分ア、イ及びウは公開すべきである。

ア 「これまでの姫路港への貢献度」に係る係数区分の基準値

非公開部分アは、「これまでの姫路港への貢献度」の項目において、分譲募集要領に基づき応募者が提出した「直近過去3ヵ年平均の海上貨物取扱量」から係数を求めるための区分である。実施機関は、「非公開部分アを公開することにより、応募者は、あらかじめ自らの得点を知ることができることになり、あと僅かで上位区分の得点を得ることができる場合に、海上貨物取扱量が恣意的に水増しされるなど、適正な競争が阻害されるおそれがある」と弁明している。しかし、当該分譲募集要領には、「応募者が提出した書類に虚偽の記載が判明した場合は、応募を無効」にするなどの留意事項が記載されており、応募者が応募自体を無効にする不正を行う可能性までを想定して、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとして、同号を適用することはできない。

イ 「申込価格が高いこと」に係る計算式

非公開部分イは、「申込価格が高いこと」が審査項目であり、応募者の申込価格により、点数を求める計算式である。実施機関は、「非公開部分イの計算式を基に応募者が本来提示する予定であった価格よりも低廉な価格を提示してくるなど、適正な競争が阻害される」などのおそれがあることを弁明している。しかし、本件対象公文書①と本件対象公文書②及び③では、非公開部分イの計算式を変更しており、譲受人が選定された本件公開請求時点において非公開部分イの計算式が公開されたとしても、新たな区画の譲受人選定において実施機関が同じ計算式を用いるのか又は用いないのかは決定されておらず、新たな区画の応募者が「申込価格が高いこと」に係る計算式を予測することは困難であり、実施機関が弁明する同号に規定する事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められない。

#### ウ 「立地後の姫路港の活性化への貢献度」の項目に係る配点区分

非公開部分ウは、「立地後の姫路港の活性化への貢献度」（配点 10 点）に係る「海上貨物取扱量」、「入港料・岸壁使用料」及び「県営クレーン使用」の配点の内訳となる「細目点」である。

実施機関は、「配点の低い項目に対する提案内容が希薄になるなど適正な競争が阻害されるおそれがある」と弁明している。しかし、分譲募集要領には、虚偽又は誇大な記載に関する留意事項が記載されていることから、応募者は、配点の高低にかかわらず、応募者の事業計画に基づいた数値等の内容を記載すると考えられるため、同号に規定する事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれに該当していると言うことはできない。

### 3 結論

以上のことから、「第1 審議会の結論」のとおり判断する。

別 表

本件対象公文書① [平成 27 年度開催分]

区分	内 容	弁明により公開することとした部分	非公開を維持する部分	公開すべき部分
次第等	次第、配席図、委員一覧、応募者一覧表	——	——	——
本資料	分譲スケジュール	——	——	——
	譲受人選定審査基準	採点の方法（右記を除く。）	「申込価格が高いこと」に係る計算式	左記の部分
	土地利用計画一覧表	採点の方法（右記を除く。）	「申込価格が高いこと」に係る計算式	左記の部分
応募者の活動実績、取引先			——	
参考資料 (応募者提出資料)	委員会設置要綱	——	——	——
	分譲募集要領	——	——	——
	応募者の土地利用計画書	流動比率及び自己資本比率が記載された部分、譲受人の役員名・企業グループ名・所在地が記載された部分	応募者の活動実績、取引先	——
	応募者の財務諸表等	——	貸借対照表のうち要旨に含まれない部分、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表、事業報告書、定款のうち現在事項全部証明書に記載されていない部分	——
議事録	議事録	譲受人の名称	譲受人を除く応募者の名称	——

本件対象公文書② [平成 28 年度持ち回り分]

区分	内 容	弁明により公開することとした部分	非公開を維持する部分	公開すべき部分
評決書	評決書	—	印影	—
本資料	用地の概要	—	—	—
	譲受人の資格要件	—	—	—
	審査項目及び評価の視点・配点	—	—	—
	譲受人選定審査基準（案）	採点の方法（右記を除く。）	「これまでの姫路港への貢献度」に係る係数区分の基準値、「申込価格が高いこと」に係る計算式	左記の部分
—		細目点（「立地後の姫路港の活性化への貢献度」の項目に係る配点区分）	左記の部分	
参考資料	分譲募集要領	—	—	—
	委員会設置要綱	—	—	—

本件対象公文書③ [平成 28 年度開催分]

区分	内 容	弁明により公開することとした部分	非公開を維持する部分	公開すべき部分
次第等	次第、配席図、委員一覧	—	—	—
本資料	分譲概要	—	—	—
	譲受人選定審査基準	採点の方法（右記を除く。）	「これまでの姫路港への貢献度」に係る係数区分の基準値、「申込価格が高いこと」に係る計算式	左記の部分
		—	細目点（「立地後の姫路港の活性化への貢献度」の項目に係る配点区分）	左記の部分

	分譲応募内容の概要一覧	採点の方法（右記を除く。）	「これまでの姫路港への貢献度」に係る係数区分の基準値、「申込価格が高いこと」に係る計算式	左記の部分
			応募者の活動実績、取引先	——
		——	細目点（「立地後の姫路港の活性化への貢献度」の項目に係る配点区分）	左記の部分
参考資料（応募者提出資料）	委員会設置要綱	——	——	——
	分譲募集要領	——	——	——
	応募者の土地利用計画書	流動比率及び自己資本比率が記載された部分、譲受人の所在地が記載された部分、一般論として記載されている企業名	応募者の活動実績、取引先	——
	応募者の財務諸表等	譲受人の所在地が記載された部分	貸借対照表のうち要旨に含まれない部分、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表、事業報告書、定款のうち現在事項全部証明書に記載されていない部分	——
議事録	議事録	——	——	——

(参考)

### 審 議 の 経 過

年 月 日	経 過
平成 29 年 11 月 7 日	・ 諮問書の受領 ・ 実施機関から弁明書を受領
平成 29 年 11 月 29 日 第 2 部会 (第 56 回)	・ 実施機関の職員から意見聴取 ・ 審議
平成 29 年 11 月 29 日	・ 審査請求人から意見書を受領
平成 30 年 1 月 9 日	・ 実施機関から弁明書を受領
平成 30 年 1 月 12 日 第 2 部会 (第 57 回)	・ 実施機関の職員から意見聴取 ・ 審議
平成 30 年 2 月 14 日 第 2 部会 (第 58 回)	・ 審査請求人から意見書を受領 ・ 審査請求人から意見聴取 ・ 審議
平成 30 年 3 月 6 日 第 2 部会 (第 59 回)	・ 審議
平成 30 年 3 月 8 日	・ 答申

主に調査審議に関与した委員

情報公開・個人情報保護審議会 第 2 部会

部会長 中 川 丈 久

委 員 後 藤 玲 子

委 員 桜 間 裕 章

委 員 善 部 修

委 員 前 田 雅 子